

平成27年4月1日より

改正パートタイム労働法及び  
改正次世代育成支援対策推進法

が施行されます。

## 改正法に関する 個別相談会のご案内

改正パートタイム労働法が施行され、パートタイム労働者へ雇入れ時の雇用管理改善措置の説明が義務付けられ、労働条件明示事項が追加されます。

また、改正次世代育成支援対策推進法が施行され、従業員101人以上の企業については、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出が必要となります。

改正法に関する個別相談会を下記のとおり開催しますので、改正法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善や、次期の一般事業主行動計画策定及び今期の行動計画に係る「くるみん認定」等について、お気軽にご相談ください。

### ○日時

#### 第1回

平成27年2月16日（月） 9：30～16：30

#### 第2回

平成27年2月17日（火） 9：30～16：30

### ○会場

佐賀第二合同庁舎 5F 大会議室2  
（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

### ○申込み方法

ご希望の方は裏面の申込票にご記入の上、  
FAX等にてお申し込みください。

### ○申込み・問い合わせ先

佐賀労働局雇用均等室  
TEL：0952-32-7218  
FAX：0952-32-7224

当日は両立支援助成金や  
育児・介護休業規定の整備、  
セクシュアル・ハラスメント  
防止対策などについてのご  
相談にも応じます。



# 個別相談会申込票

佐賀労働局雇用均等室

相談を予定されている項目、及び希望される日時に○印をご記入ください。

※ 希望が同一の時間帯に集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。変更の場合は、折り返し相談日時をご連絡致します。

相談項目	(複数選択可)	
	1 次世代育成支援対策推進法の改正内容 2 行動計画策定・届出について 3 くるみん認定申請について 4 改正パートタイム労働法に沿った雇用管理について 5 パートタイム労働者の職務評価方法について 6 その他 ( )	
日時	2月16日 (月)	2月17日 (火)
9:30~10:30		
10:30~11:30		
13:30~14:30		
14:30~15:30		
15:30~16:30		

※相談時間は1企業60分以内とします。

事業所名

住所

(TEL

)

担当者職氏名

※ご記入いただきました情報は、この事業以外には使用いたしません。

申し込み先 雇用均等室 (FAX : 0952-32-7224)